

北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（素案） 新旧対照表

現 行	変 更（素案・ <u>下線部</u> は追加又は変更部分）
目 次	目 次
<p>第1部 PCB廃棄物処理計画策定の背景及び目的</p> <p>第1章 PCB廃棄物処理計画策定に至る経緯と趣旨</p> <p>1 PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法制定等の背景と趣旨</p> <p>2 北海道事業におけるPCB廃棄物処理に関する経緯</p> <p>第2章 PCB廃棄物処理計画策定の目的・意義及び基本的方向</p> <p>1 処理計画の目的</p> <p>2 処理計画の性格及び意義</p> <p>3 計画策定の基本的方向</p> <p>第2部 PCB廃棄物の広域処理体制の確保</p> <p>第1章 PCB廃棄物の現状と処分量の見込み</p> <p>1 保管量の現状</p> <p>(1) PCBの構造、性質、用途</p> <p>(2) PCB廃棄物の法規制と保管量の実態</p> <p>2 発生量及び処分量の見込み</p> <p>(1) PCB廃棄物の発生量</p> <p>(2) 処分量の見込み</p> <p>第2章 PCB廃棄物の処理体制の確保</p> <p>1 処理体制の現状</p> <p>(1) 全国における処理体制の現状</p> <p>(2) PCB廃棄物の処理技術について</p> <p>(3) PCB廃棄物の収集運搬について</p> <p>2 広域的な処理体制の確保のための方策</p> <p>(1) 適正保管のための方策</p> <p>(2) 適正な収集運搬のための方策</p> <p>(3) 効率的な処理体制の確保のための方策</p> <p>3 PCB廃棄物の処理体制と処理施設の整備</p> <p>(1) 拠点的広域処理施設整備の基本的考え方と施設の概要</p> <p>(2) 拠点的広域処理施設整備にあたっての配慮事項</p> <p>(3) 低濃度PCB廃棄物の処理体制</p> <p>4 関係機関の責務と役割</p> <p>第3部 PCB廃棄物の適正処理の推進方策</p> <p>第1章 PCB廃棄物の計画的な処理を推進するための方策</p>	<p>第1部 PCB廃棄物処理計画策定の背景及び目的</p> <p>第1章 PCB廃棄物処理計画策定に至る経緯と趣旨</p> <p>1 PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法制定等の背景と趣旨</p> <p>2 北海道事業におけるPCB廃棄物処理に関する経緯</p> <p><u>3 今回の計画変更の趣旨</u></p> <p>第2章 PCB廃棄物処理計画策定の目的・意義及び基本的方向</p> <p>1 処理計画の目的</p> <p>2 処理計画の性格及び意義</p> <p>3 計画策定の基本的方向</p> <p><u>4 北海道事業における処分等の期間</u></p> <p><u>5 低濃度PCB廃棄物等の処分等の期間</u></p> <p>第2部 PCB廃棄物の広域処理</p> <p>第1章 PCB廃棄物の<u>発生量、保管量及び処分量</u>の見込み</p> <p>1 保管量の現状</p> <p>2 発生量及び処分量の見込み</p> <p>第2章 PCB廃棄物の処理体制</p> <p>1 処理体制の現状</p> <p>2 広域的な処理体制の<u>推進</u>のための方策</p> <p>3 PCB廃棄物の処理体制と処理施設の整備</p> <p>4 関係機関の責務と役割</p> <p>第3部 PCB廃棄物の<u>確実かつ適正な</u>処理の推進方策</p> <p>第1章 PCB廃棄物の計画的な処理を推進するための方策</p> <p><u>1 PCB廃棄物の計画的な処理等</u></p> <p><u>2 北海道内における未届出PCB廃棄物及びPCB使用製品等の把握及び処理</u></p> <p><u>3 北海道内におけるPCB使用製品の廃棄</u></p> <p><u>4 北海道内における早期処理の促進</u></p> <p><u>5 関係機関との連携強化</u></p> <p><u>6 低濃度PCB廃棄物及び使用製品の把握促進</u></p> <p><u>7 地方自治体が保管・所有するPCB廃棄物の率先処理等</u></p>

第2章 PCB廃棄物処理事業の安全性を確保するための方策

第3章 PCB廃棄物処理事業の環境監視など環境保全対策

第4章 情報公開と住民理解に係る方策

1 PCB廃棄物処理に関する総合的な普及啓発の実施

2 総合的な情報公開システムの整備

8 PCB処理施設立地自治体への協力

第2章 PCB廃棄物処理事業の安全性を確保するための方策

第3章 PCB廃棄物処理事業の環境監視など環境保全対策

第4章 情報公開と住民理解に係る方策

1 PCB廃棄物処理に関する総合的な普及啓発の実施

2 総合的な情報公開システムの整備

現 行	変 更（素案・ <u>下線部</u> は追加又は変更部分）
<p style="text-align: center;">第 1 部 P C B 廃棄物処理計画策定の背景及び目的</p> <p>第 1 章 P C B 廃棄物処理計画策定に至る経緯と趣旨</p> <p>1 P C B 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法制定等の背景と趣旨 ポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）は、絶縁性、不燃性などの特性によりトランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途で使用されてきたが、昭和 4 3 年にはカネミ油症事件が発生して、その毒性が社会問題化し、我が国では昭和 4 7 年以降その製造が行われず、使用を終えたものは P C B 廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正な保管が義務づけられている。 P C B 廃棄物の処理については、昭和 6 2 年から平成元年に兵庫県の鐘淵化学工業株式会社高砂工業所において高温焼却法により我が国最初の処理が、高砂市の住民理解のもとに行われ、その後、全国 3 9 か所で広域処理の検討がなされたが、焼却に伴う排ガスについての懸念も示され、処理施設周辺の住民の理解が十分に得られなかったことから、長期の保管が続いた。しかしながら、その後、P C B の安全な分解処理の完了確認が確実にできる化学処理技術の確立や市民理解のための情報公開手法などの進展によって、全国各地で自社処理の試みが進められるようになり、広域的な処理体制整備が可能となった。 世界的にも一部の P C B 使用地域から全く使用していない地域（北極圏）への汚染が報告されたことなどを契機に平成 1 3 年 5 月に「残留性有機汚染物質（P O P s）に関するストックホルム条約」（以下「P O P s 条約」という。）が採択された。この条約では、P C B に関し、平成 3 7 年までの使用の全廃、平成 4 0 年までの適正な処分などが定められている。 このようなことから、平成 1 3 年 6 月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進に関する特別措置法」（以下「P C B 特措法」という。）が制定された。その後、平成 1 5 年 4 月に、同法に基づき、全国的な P C B 廃棄物の施設整備の方向を明らかにする「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下「処理基本計画」という。）が策定され、我が国における P C B 廃棄物を処理するための体制を速やかに整備し、同法に定める期限（平成 2 8 年 7 月 1 4 日）までに、確実かつ適正な処理の推進を図ることとされた。また、国は、環境事業団法を改正し、国内における拠点的な処理体制を整備していくための仕組み作りを行った。 その後、国では、処理基本計画に基づき、日本環境安全事業株式会社（現中間貯蔵・環境安全事業株式会社、以下「J E S C O」という。）を活用して、全国 5 か所において拠点的広域処理施設の整備に着手し、地元地方公共団体等の協力や地域住民の理解を得て、平成 1 6 年に北九州事業所で最初に処理が始まり、平成 1 7 年に豊田事業所、東京事業所、平成 1 8 年に大阪事業所、平成 2 0 年に北海道事業所で順次、処理が始まった。（各事業所については、平成 2 6 年 1 2 月に「P C B 処理事業所」に名称を変更。） しかしながら、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式による P C B 廃棄物の処理は、処理対象物の多様性・複雑性や作業者の安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、処理の進捗に遅れが生じ、当初予定していた平成 2 8 年 3 月までの処理事業の完了が困難な状況となった。 一方、P C B 特措法施行後の平成 1 4 年、P C B を使用していないとされるトランスやコンデンサから、微量の P C B が検出されるものがあることが判明したことから、国では、焼却実証試験を行い、その試験結果を踏まえ、平成 2 1 年に廃棄物処理法において無害化処理認定制度の対象に微量の P C B に汚染された廃棄物が追加され、その後、当該制度を活用して微量の P C B に汚染された廃棄物の処理体制を確保する取組が始まり、平成 2 2 年から処理が始まった。 また、国では、処理基本計画策定後 1 0 年が経過したことを契機に、平成 2 3 年 1 0 月、「P C B 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」を設置し、今後の P C B 廃棄物の適正処理推進策について検討した結果、P O P s 条約で定める処理期限を守り、一日も早く日本全体の P C B 廃棄物を処理するためには、J E S C O 各事業所の能力を最大限活用する処理体制の構築が不可欠との結論に至り、国では、その後、処理施設立地自治体に対して、従来の事業対象地域を越えて処理を行うこと、事業の処理完了予定時期を延長することについて、検討要請を行い、各自治体の受諾を得て、平成 2 6 年 6 月に処理基本計画を変更した。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 部 P C B 廃棄物処理計画策定の背景及び目的</p> <p>第 1 章 P C B 廃棄物処理計画策定に至る経緯と趣旨</p> <p>1 P C B 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法制定等の背景と趣旨 ポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）は、絶縁性、不燃性などの特性により<u>変圧器、コンデンサー</u>といった電気機器をはじめ幅広い用途で使用されてきたが、昭和 4 3 年にはカネミ油症事件が発生して、その毒性が社会問題化し、我が国では昭和 4 7 年以降その製造が行われず、使用を終えたものは P C B 廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、適正な保管が義務づけられている。 P C B 廃棄物の処理については、昭和 6 2 年から平成元年に兵庫県の鐘淵化学工業株式会社高砂工業所において高温焼却法により我が国最初の処理が、高砂市の住民理解のもとに行われ、その後、全国 3 9 か所で広域処理の検討がなされたが、焼却に伴う排ガスについての懸念も示され、処理施設周辺の住民の理解が十分に得られなかったことから、長期の保管が続いた。しかしながら、その後、P C B の安全な分解処理の完了確認が確実にできる化学処理技術の確立や市民理解のための情報公開手法などの進展によって、全国各地で自社処理の試みが進められるようになり、広域的な処理体制整備が可能となった。 世界的にも一部の P C B 使用地域から全く使用していない地域（北極圏）への汚染が報告されたことなどを契機に平成 1 3 年 5 月に「残留性有機汚染物質（P O P s）に関するストックホルム条約」（以下「P O P s 条約」という。）が採択された。この条約では、P C B に関し、平成 3 7 年までの使用の全廃、平成 4 0 年までの適正な処分などが定められている。 このようなことから、平成 1 3 年 6 月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進に関する特別措置法」（以下「P C B 特措法」という。）が制定された。その後、平成 1 5 年 4 月に、同法に基づき、全国的な P C B 廃棄物の施設整備の方向を明らかにする「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下「処理基本計画」という。）が策定され、我が国における P C B 廃棄物を処理するための体制を速やかに整備し、同法に定める期限（平成 2 8 年 7 月 1 4 日）までに、確実かつ適正な処理の推進を図ることとされた。また、国は、環境事業団法を改正し、国内における拠点的な処理体制を整備していくための仕組み作りを行った。 その後、国では、処理基本計画に基づき、日本環境安全事業株式会社（現中間貯蔵・環境安全事業株式会社、以下「J E S C O」という。）を活用して、全国 5 か所において拠点的広域処理施設の整備に着手し、地元地方公共団体等の協力や地域住民の理解を得て、平成 1 6 年に北九州事業所で最初に処理が始まり、平成 1 7 年に豊田事業所、東京事業所、平成 1 8 年に大阪事業所、平成 2 0 年に北海道事業所で順次、処理が始まった。（各事業所については、平成 2 6 年 1 2 月に「P C B 処理事業所」に名称を変更。） しかしながら、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式による P C B 廃棄物の処理は、処理対象物の多様性・複雑性や作業者の安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、処理の進捗に遅れが生じ、当初予定していた平成 2 8 年 3 月までの処理事業の完了が困難な状況となった。 一方、P C B 特措法施行後の平成 1 4 年、P C B を使用していないとされる<u>変圧器やコンデンサー</u>から、微量の P C B が検出されるものがあることが判明したことから、国では、焼却実証試験を行い、その試験結果を踏まえ、平成 2 1 年に廃棄物処理法において無害化処理認定制度の対象に<u>低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（高濃度 P C B 廃棄物以外の P C B 廃棄物をいう。以下同じ）</u>が追加され、その後、当該制度を活用して<u>低濃度 P C B 廃棄物</u>の処理体制を確保する取組が始まり、平成 2 2 年から処理が始まった。 また、国は、処理基本計画策定後 1 0 年が経過したことを契機に、平成 2 3 年 1 0 月、「P C B 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」を設置し、今後の P C B 廃棄物の適正処理推進策について検討した結果、P O P s 条約で定める処理期限を守り、一日も早く日本全体の P C B 廃棄物を処理するためには、J E S C O 各事業所の能力を最大限活用する処理体制の構築が不可欠との結論に至り、国は、その後、処理施設立地自治体に対して、従来の事業対象地域を越えて処理を行うこと、事業の処理完了予定時期を延長することについて、検討要請を行い、各自治体の受諾を得て、平成 2 6 年 6 月に処理基本計画を変更した。 当該計画においては、P C B 廃棄物を保管する事業者（以下「<u>保管事業者</u>」という）が J E S C O に対し処分委託を行う期限として「<u>計画的処理完了期限</u>」が設けられ、<u>北海道において行う P C B 廃棄物の広域処理事業（以下「北海道事業」という。）</u>においては<u>変圧器・コンデンサー</u>は平成 3 4 年度末、安定器及び汚染物等については平成 3 5 年度末とされた。</p>

しかしながら、これまでの取組の進捗状況に鑑みれば、その達成は決して容易ではないことから、国においては、PCB特措法の一部を改正し（平成28年法律第34号。平成28年8月1日施行）、計画的処理完了期限よりも前の時点で処分期間（PCB特措法第10条第1項の規定に基づく、計画的処理完了期限の1年前の日。以下同じ。）を設定し、この処分期間内に高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品を自ら処分又は処分委託もしくは廃棄（PCB使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。以下同じ。）すること等を義務付け、あわせて都道府県知事による報告徴収及び立入検査の権限強化、高濃度PCB廃棄物の処分の代執行等を規定した。

また、計画的処理完了期限の一日も早い達成に向けて、保管事業者や国、地方公共団体など関係者が一丸となってこの問題を解決するという認識の下、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的・計画的に推進するため、平成28年7月26日に処理基本計画の改正が閣議決定された。

さらには、PCB特措法の改正と併せて、電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく経済産業省令（電気関係報告規則及び電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）及び電気関係報告規則）等の改正により、電気工作物に該当する高濃度PCB使用製品について、使用禁止、管理状況の届出等の措置を講ずることとされ、電気事業法の枠組みを最大限活用しながらPCB特措法と連携して規制を行うこととされた。

2 北海道事業におけるPCB廃棄物処理に関する経緯

北海道においては、平成13年7月に、学識経験者による「北海道PCB廃棄物適正処理検討会」を設置し、北海道内におけるPCB廃棄物の適正処理に向けた基本的な考え方について検討し、その結果を踏まえ、平成14年4月に「北海道PCB廃棄物適正処理基本方針」を定めた。

平成14年5月には、北海道内の2市から処理施設の誘致要望がなされ、立地場所の検討を行った結果、鉄鋼業を中心としリサイクル産業などの科学技術の集積がある室蘭市での立地が優位であるとして、北海道知事から環境大臣に環境事業団の処理施設の立地について要請を行った。その後、室蘭市において十数回に及ぶ市民説明会や「室蘭市PCB処理安全市民委員会」が開催され、また、平成14年11月には、北海道と室蘭市が共催で「安全で安心なPCB処理を目指して」をテーマに「PCBシンポジウム2002 in ムロラン」を開催して、道民や市民の理解に努め、平成14年12月には、室蘭市が「PCB廃棄物処理施設に対する室蘭市の基本的考え方」をとりまとめ、処理施設の受入条件を提示しながら早急に立地を行うよう、国と北海道に要請を行った。

これを受けて、国においては、北海道事業の検討がなされ、平成15年2月に環境事業団による「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業実施計画」に係る環境大臣の認可がなされ、平成15年4月には環境事業団北海道事業所が室蘭市内に開設され、処理施設設置に向けての具体的な調査や準備がなされることとなった。また、国においては、PCB特措法第6条に基づき、処理基本計画を平成15年4月に策定し、北海道においてはPCB特措法第7条に基づき、「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（以下「処理計画」という。）を策定した。その後、平成15年11月に、国から、北海道及び室蘭市に対して、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県（以下「15県」という。）において処理施設設置の目処の立たない状況から、15県を加えた地域を対象とする事業地域拡大の要請があった。

これに対し、北海道及び室蘭市は、室蘭市内において二十数回にわたり説明会を開催するなどして検討を行い、北海道内のPCB廃棄物の処理を行うに当たり、環境事業団から示された様々なリスクを想定した多重の安全対策などの実施や処理計画に基づく安全方策の推進により安全性は確保されるとの考えを基本とし、さらに、北海道や室蘭市が考える処理時や収集運搬時における安全対策を追加することにより、処理事業が拡大した場合でも安全性は確保されるとの判断から、安全操業などに係る受入条件の承諾を前提に、平成16年3月、国からの要請を受諾することとした。

これを受けて、国においては、平成16年5月に処理基本計画を変更した。また、環境事業団のPCB廃棄物処理事業は、日本環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）の制定により、平成16年4月から、PCB廃棄物処理を行う国の唯一の機関として、国の全額出資により設立されたJESCOに承継され、北海道事業の実施については、同年6月30日、JESCOの「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画」の中で、環境大臣の認可がなされた。

2 北海道事業におけるPCB廃棄物処理に関する経緯

北海道においては、平成13年7月に、学識経験者による「北海道PCB廃棄物適正処理検討会」を設置し、北海道内におけるPCB廃棄物の適正処理に向けた基本的な考え方について検討し、その結果を踏まえ、平成14年4月に「北海道PCB廃棄物適正処理基本方針」を定めた。

平成14年5月には、北海道内の2市から処理施設の誘致要望がなされ、立地場所の検討を行った結果、鉄鋼業を中心としリサイクル産業などの科学技術の集積がある室蘭市での立地が優位であるとして、北海道知事から環境大臣に環境事業団の処理施設の立地について要請を行った。その後、室蘭市において十数回に及ぶ市民説明会や「室蘭市PCB処理安全市民委員会」が開催され、また、平成14年11月には、北海道と室蘭市が共催で「安全で安心なPCB処理を目指して」をテーマに「PCBシンポジウム2002 in ムロラン」を開催して、道民や市民の理解に努め、平成14年12月には、室蘭市が「PCB廃棄物処理施設に対する室蘭市の基本的考え方」をとりまとめ、処理施設の受入条件を提示しながら早急に立地を行うことを国と北海道に要請を行った。

これを受けて、国においては、北海道において行うPCB廃棄物の広域処理事業（以下「北海道事業」という。）の検討がなされ、平成15年2月に環境事業団による「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業実施計画」に係る環境大臣の認可がなされ、平成15年4月には環境事業団北海道事業所が室蘭市内に開設され、処理施設設置に向けての具体的な調査や準備がなされることとなった。また、国においては、PCB特措法第6条に基づき、処理基本計画を平成15年4月に策定し、北海道においてはPCB特措法第7条に基づき、「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（以下「処理計画」という。）を策定した。その後、平成15年11月に、国から、北海道及び室蘭市に対して、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県（以下「15県」という。）において処理施設設置の目処の立たない状況から、15県を加えた地域を対象とする事業地域拡大の要請があった。

これに対し、北海道及び室蘭市は、室蘭市において二十数回にわたり説明会を開催するなどして検討を行い、北海道内PCB廃棄物の処理を行うに当たり、環境事業団から示された様々なリスクを想定した多重の安全対策などの実施や処理計画に基づく安全方策の推進により安全性は確保されるとの考えを基本とし、さらに、北海道や室蘭市が考える処理時や収集運搬時における安全対策を追加することにより、処理事業が拡大した場合でも安全性は確保されるとの判断から、安全操業などに係る受入条件の承諾を前提に、平成16年3月、国からの要請を受諾することとした。

これを受けて、国においては、平成16年5月に処理基本計画を変更した。また、環境事業団のPCB廃棄物処理事業は、日本環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）の制定により、平成16年4月から、PCB廃棄物処理を行う国の唯一の機関として、国の全額出資により設立されたJESCOに承継され、北海道事業の実施については、6月30日、JESCOの「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画」の中で、環境大臣の認可がなされた。

また、7月には、北海道及び15県、室蘭市からなる「北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会」（以下「広域協議会」という。）を設置し、PCB廃棄物処理事業の安全対策に関する事項、PCB廃棄物の収集運搬に関する事項などについて調整を図ることとした。

北海道事業所（現北海道PCB処理事業所）では、高圧トランス等、高圧コンデンサ等、廃PCB及びPCBを含む廃油（以下「高圧トランス・コンデンサ等」という。）を処理する施設が平成20年5月に、安定器等・汚染物を処理する施設が平成25年9月にそれぞれ操業を開始したが、その後、平成25年10月、環境省から、処理基本計画の見直しに際し、北海道及び室蘭市に対して、新たに埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（以下「1都3県」という。）に保管されている安定器等・汚染物の処理を行うことや事業の処理完了予定時期を延長することなどについて、検討の要請があった。

北海道では、室蘭市とともに要請内容について検証を行うとともに、住民説明会を開催するなどして検討を行い、安全操業などに係る受入条件の承諾を前提として、平成26年4月、国からの要請を受諾した。

今般、平成26年6月及び同年12月に変更された処理基本計画を踏まえ、処理計画を変更し、北海道、15県及び1都3県（以下「関係都県」という。）におけるPCB廃棄物の適正処理の具体的な推進方策を明らかにし、早期の確実な処理を推進していくものである。

また、同年7月には、北海道及び15県、室蘭市からなる「北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会」（以下「広域協議会」という。）を設置し、PCB廃棄物処理事業の安全対策に関する事項、PCB廃棄物の収集運搬に関する事項などについて調整を図ることとした。

北海道事業所（現北海道PCB処理事業所）では、高圧変圧器等、高圧コンデンサー等、廃PCB及びPCBを含む廃油（以下「高圧変圧器・コンデンサー等」という。）を処理する施設が平成20年5月に、**安定器及び汚染物等**を処理する施設が平成25年9月にそれぞれ操業を開始したが、その後、平成25年10月、環境省から、処理基本計画の見直しに際し、北海道及び室蘭市に対して、新たに埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（以下「1都3県」という。）に保管されている**安定器及び汚染物等**の処理を行うことや事業の処理完了予定時期を延長することなどについて、検討の要請があった。

北海道では、室蘭市とともに要請内容について検証を行うとともに、住民説明会を開催するなどして検討を行い、安全操業などに係る受入条件の承諾を前提として、平成26年4月、国からの要請を受諾し、平成26年6月には処理基本計画が**変更され**、平成28年4月から1都3県の**安定器及び汚染物等**の処理が開始された。

3 今回の計画変更の趣旨

計画的処理完了期限は、室蘭市の理解と協力のもと交わされた約束であり、必ず達成しなければならない期限である。しかしながら、これまでの取組みの進捗状況及び今後困難さを増していく課題を考慮し、**処理完了期限内での処分を確実なものとするため**、関係者が一丸となって、それぞれの責務を果たすことが必要である。

国においては、平成28年5月にPCB特措法を改正するとともに、同年7月には処理基本計画を変更し、早期処理完了に向けて**処分期間等**を設定するとともに、都道府県市の権限を強化・拡充した。これらを踏まえて道としても本処理計画を変更し、北海道、15県及び1都3県（以下「関係都県」という。）が新たに拡充された権限等を有効に活用して、PCB廃棄物の適正処理を具体的に推進する方策を明らかにし、排出者責任のもと期限内の**確実かつ適正**な処理を推進していくものである。

第2章 PCB廃棄物処理計画策定の目的・意義及び基本的方向

1 処理計画の目的

処理計画は、PCB特措法第7条の規定に基づき、処理基本計画に即し、北海道及び関係都県は、共同でPCB廃棄物の処理を進めるという認識のもと、北海道及び関係都県のPCB廃棄物の処理を総合的かつ計画的に実施する具体的な方策を明らかにし、**確実かつ適正なPCB廃棄物の処理の推進を図ることを目的とする。**

2 処理計画の性格及び意義

PCB廃棄物をPCB特措法に定める期限内に確実に処理していくためには、国、北海道、関係都県、市町村、保管事業者、収集運搬事業者、処理事業者など多くの関係者が、PCB廃棄物の処理の必要性や方策について十分に理解し、機能的かつ効率的にそれぞれの役割を果たしていく必要がある。処理計画は、PCB特措法の趣旨に従い、北海道及び関係都県におけるPCB廃棄物処理に関する推進方策の基本指針としての性格を有し、北海道及び関係都県に居住する住民をはじめ、北海道事業に関係する機関や事業者などが、本計画の遂行に協力していくことが求められる。処理計画において、具体的な取組の考え方や方針を明らかにしていくことは、処理施設周辺的生活環境の保全を図るとともに、周辺住民をはじめ北海道及び関係都県に居住する住民全体の理解を一層深め、今後の処理事業の推進に役立つものと期待される。

3 計画策定の基本的方向

処理計画は、処理基本計画、北海道の「PCB廃棄物適正処理基本方針」及び室蘭市の「PCB廃棄物処理施設に対する室蘭市の基本的考え方」を踏まえ、次の事項を基本原則として策定する。

(1) JESCOが室蘭市に設置する拠点的広域処理施設では、高圧トランス・コンデンサ等については、処理基本計画に基づく計画的処理完了期限である平成34年度末までに、また、安定器等・汚染物については、同様に平成35年度末までに処理することとする。

第2章 PCB廃棄物処理計画策定の目的・意義及び基本的方向

1 処理計画の目的

処理計画は、PCB特措法第7条の規定に基づき、処理基本計画に即し、北海道及び関係都県が、共同でPCB廃棄物の処理を進めるという認識のもと、北海道及び関係都県のPCB廃棄物の処理を総合的かつ計画的に実施する具体的な方策を明らかにし、**早期処理完了に向け確実かつ適正なPCB廃棄物の処理の推進を図ることを目的とする。**

2 処理計画の性格及び意義

PCB廃棄物をPCB特措法に定める期限内に確実に**処分**していくためには、国、北海道、関係都県、市町村、保管事業者、所有事業者、収集運搬業者、処理業者、電気保安関係者など多くの関係者が、PCB廃棄物の処理の必要性や方策について十分に理解し、機能的かつ効率的にそれぞれの役割を果たしていく必要がある。処理計画は、PCB特措法の趣旨に従い、北海道及び関係都県におけるPCB廃棄物処理に関する推進方策の基本指針としての性格を有し、北海道及び関係都県に居住する住民をはじめ、北海道事業に関係する機関や事業者などが、本計画の遂行に協力していくことが求められる。処理計画において、具体的な取組の考え方や方針を明らかにしていくことは、処理施設周辺的生活環境の保全を図るとともに、周辺住民をはじめ北海道及び関係都県に居住する住民全体の理解を一層深め、今後の処理事業の推進に役立つものと期待される。

3 計画策定の基本的方向

処理計画は、処理基本計画、北海道の「PCB廃棄物適正処理基本方針」及び室蘭市の「PCB廃棄物処理施設に対する室蘭市の基本的考え方」を踏まえ、次の事項を基本原則として策定する。

(1) 高濃度PCB廃棄物については、JESCOが室蘭市に設置する拠点的広域処理施設を活用して処理を推進していくこととする。

- (2) (1)の拠点的広域処理施設の整備は、JESCOが行うこととし、処理方式は焼却ではなく化学処理方式とする。
- (3) 処理施設は、周辺住民や地元関係者の理解と協力を得つつ、安全性の確保を第一として整備することとする。
- (4) PCB廃棄物のうち、電気機器又はOFケーブル(PCBを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量のPCBによって汚染されたもの又は当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物となったもの(以下「微量PCB汚染廃電気機器等」という。)については、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物の処分業の許可制度及び無害化処理認定制度を活用して、平成38年度末までに処理することとする。
- (5) PCB廃棄物であって、PCBによる汚染の程度が一定値以下のもの(以下「低濃度PCB含有廃棄物」という。)については、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物の処分業の許可制度及び無害化処理認定制度を活用して、平成38年度末までに処理することとする。
- (6) 住民が安心できる処理施設となるよう、処理施設の運転に伴う環境監視や情報の提供について、総合的な取組を行うこととする。
- (7) 処理施設の計画的な運転や安全で効率的な収集運搬を確保するために、北海道及び関係都県が連携して取組を行うこととする。
- (8) 処理計画の適用期間は、計画策定時からPCB特措法で定めるPCB廃棄物の処理期限である平成39年3月31日までとする。また、5年ごとに計画の進捗状況について点検することとし、国の処理基本計画の変更など大きな情勢の変化があった場合は、必要に応じて適宜見直しすることとする。

- (2) (1)の拠点的広域処理施設の整備は、JESCOが行うこととし、処理方式は焼却ではなく化学処理方式とする。
- (3) 処理施設は、周辺住民や地元関係者の理解と協力を得つつ、安全性の確保を第一として整備することとする。
- (4) 低濃度PCB廃棄物については、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物の処分業の許可制度及び無害化処理認定制度を活用して、民間事業者による処理体制の確保を図ることとする。
- (5) 住民が安心できる処理施設となるよう、処理施設の運転に伴う環境監視や情報の提供について、総合的な取組を行うこととする。
- (6) 処理施設の計画的な運転や安全で効率的な収集運搬を確保するために、北海道及び関係都県が連携して取組を行うこととする。
- (7) 処理計画の適用期間は、計画策定時からPCB特措法で定めるPCB廃棄物の処理期限である平成39年3月31日までとする。
また、処理計画については、毎年行われる国の事業対象地域ごとに示される処理の進捗状況を参照するとともに、第3部第1章に示す取組みの進捗状況を点検することとし、必要に応じて適宜見直しすることとする。

4 北海道事業における処分等の期間

(1) 高濃度PCB廃棄物

高圧変圧器・コンデンサー等について、保管事業者は処分期間である平成33年度末までに、安定器及び汚染物等については平成34年度末までに自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

ただし、従来から計画的に処分委託を進め、処分期間の末日から起算して1年を経過した日(以下「特例処分期限日」という。「計画的処理完了期限日」と同じ日)までに確実に処分委託する等の一定の要件に該当する保管事業者にあつては、高濃度PCB廃棄物の自ら処分、他人への処分委託に係る処分期間に代えて特例処分期限日までに行わなければならない。

(2) 高濃度PCB使用製品

使用中の高圧変圧器・コンデンサー等について、所有事業者は処分期間である平成33年度末までに、使用中の安定器及び汚染物等については平成34年度末までに廃棄しなければならない。

ただし、特例処分期限日までに確実に処分委託する等の一定の要件に該当する所有事業者にあつては、高濃度PCB使用製品の廃棄を、処分期間に代えて特例処分期限日までに行わなければならない。

5 低濃度PCB廃棄物等の処分等の期間

低濃度PCB廃棄物について、保管事業者は、平成38年度末までに、自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

なお、低濃度PCB使用製品について、所有事業者は、確実に廃棄し、又はPCBを除去するよう努めなければならない。

第2部 PCB廃棄物の広域処理体制の確保

第1章 PCB廃棄物の現状と処分量の見込み

1 保管量の現状

(1) PCBの構造、性質、用途

PCBは、ビフェニル骨格(C₁₂H₁₀)の水素が塩素で置換されたものの総称であり、209種類の異性体を有する。このうち、コプラナーPCBは、ダイオキシン類対策特別措置法で規定するダイオキシン類に位置づけられる物質である。(図-1参照)

また、PCBは、残留性有機汚染物質(POPs)の一つであり、脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に除々に蓄積し、皮膚毒性、肝毒性、神経毒性などの様々な症状を引き起こすことが報告されている。なかでも、コプラナーPCBは強い毒性を有することが

第2部 PCB廃棄物の広域処理

第1章 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

1 保管量の現状

(1) PCBの構造、性質、用途

PCBは、ビフェニル骨格(C₁₂H₁₀)の水素が塩素で置換されたものの総称であり、209種類の異性体を有する。このうち、コプラナーPCBは、ダイオキシン類対策特別措置法で規定するダイオキシン類に位置づけられる物質である。(図-1参照)

また、PCBは、残留性有機汚染物質(POPs)の一つであり、脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に除々に蓄積し、皮膚毒性、肝毒性、神経毒性などの様々な症状を引き起こすことが報告されている。なかでも、コプラナーPCBは強い毒性を有することが

知られている。

PCBは、化学的に安定、熱的に分解しにくい、酸化されにくい、電気絶縁性が高い、沸点が高いなどの様々な性質を有していることから、主としてトランスやコンデンサなどの絶縁油、集中暖房などの熱媒体やノンカーボン紙などの感圧複写紙など広い用途で使われていた。(表-1参照)

図-1 PCBの構造

表-1 PCBの主な用途

(2) PCB廃棄物の法規制と保管量の実態

PCB特措法により規制の対象となるPCB廃棄物とは、PCB、PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの(PCB特措法第2条第1項)とされている。また、これらPCB廃棄物を保管する事業者は、毎年度末の保管状況等を都道府県知事(PCB特措法第19条第1項の政令で定める市にあっては市長。以下同じ。)に届け出る義務が規定されており(同法第8条)、これに違反した者は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられることとなっている(同法第25条)。また、PCB廃棄物を保管する事業場に変更があったときは、その変更があった日から10日以内に都道府県知事に届け出なければならないこととされている(同法施行規則第6条)。

この届出に基づく、北海道及び関係都県における平成25年3月31日現在の保管状況(使用中を除く。)については、表-2のとおりである。

表-2 PCB廃棄物の保管状況

2 発生量及び処分量の見込み

(1) PCB廃棄物の発生量

PCBは、昭和49年には「化学物質の審査及び製造の規制等に関する法律」により、その製造、輸入及び新たな使用が禁止されている。しかしながら、昭和49年以前から使用されているものについての法的規制はなく、現時点でもトランスや安定器など使用がなされているものも存在する。これらはいずれ使用が終了されるので、廃棄物として発生量を見込む必要がある。

北海道及び関係都県における平成25年3月31日現在のPCB使用製品の使用状況については、表-3のとおりである。

使用中のPCBの大部分は電気機器に含まれ、「電気事業法」によりPCB使用工作物の報告が義務づけられていることから、電気事業法の所轄官庁である経済産業省の各地方産業保安監督部等を通じて、その使用状況について把握しているが、電気事業法による報告がない事業場でPCB特措法による保管届出の際に使用報告があった場合は、その事業場を加え合計としている。

(注) PCB特措法第8条に基づく届出は、平成26年2月28日に届出様式が改正されるまで、PCBを使用した高圧トランス等及び高圧コンデンサ等と、微量PCB汚染廃電気機器等との識別がつかないものが存在する。

表-3 PCB使用製品の使用状況

知られている。

PCBは、化学的に安定、熱的に分解しにくい、酸化されにくい、電気絶縁性が高い、沸点が高いなどの様々な性質を有していることから、主として変圧器やコンデンサーなどの絶縁油、集中暖房などの熱媒体やノンカーボン紙などの感圧複写紙など広い用途で使われていた。(表-1参照)

図-1 PCBの構造

表-1 PCBの主な用途

(2) PCB廃棄物の法規制と保管量の実態

PCB特措法により規制の対象となるPCB廃棄物とは、PCB原液、PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの(PCB特措法第2条第1項)とされている。また、これらPCB廃棄物を保管する事業者は、毎年度末の保管状況等を都道府県知事(PCB特措法第26条第1項の政令で定める市にあっては市長。以下同じ。)に届け出る義務が規定されており(同法第8条)、これに違反した者は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられることとなっている(同法第34条)。また、PCB廃棄物を保管する事業場に変更があったときは、その変更があった日から10日以内に都道府県知事に届け出なければならないこととされている(同法施行規則第11条)。

この届出に基づく、平成27年3月31日現在の北海道及び関係都県における高濃度PCB廃棄物の保管状況は表-2-1、北海道内の低濃度PCB廃棄物の保管状況のは表-2-2のとおりである。

表-2-1 北海道事業区域内の高濃度PCB廃棄物の保管状況

(注) 関係都県のうち1都3県(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)分については、安定器、感圧複写紙、ウエス、汚泥、その他の機器等、その他のみを記載。

表-2-2 北海道内の低濃度PCB廃棄物の保管状況

2 発生量及び処分量の見込み

(1) PCB廃棄物の発生量

PCBは、昭和49年には「化学物質の審査及び製造の規制等に関する法律」により、その製造、輸入及び新たな使用が禁止されている。しかしながら、昭和49年以前から使用されているものについての法的規制はなく、現時点でも変圧器や安定器など使用がなされているものも存在する。これらはいずれ使用が終了されるので、廃棄物として発生量を見込む必要がある。

PCB特措法第8条に基づき届出された、北海道及び関係都県における平成27年3月31日現在の高濃度PCB使用製品の使用状況については表-3-1、低濃度PCB使用製品の使用状況については表-3-2のとおりである。

なお、使用中のPCBの大部分は電気機器に含まれ、「電気事業法」によりPCB使用工作物の報告が義務づけられている。

表-3-1 北海道事業区域内の高濃度PCB使用製品の所有状況

(注) 関係都県のうち1都3県(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)分については、安定器、感圧複写紙、ウエス、汚泥、その他の機器等、その他のみを記載。
(注) 柱上トランスについては、電力会社で使用中のものは含まない。

表-3-2 北海道内の低濃度PCB使用製品の所有状況

(注) 柱上トランスについては、電力会社で使用中のものは含まない。

(2) 処分量の見込み

ア 高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品

北海道事業の処理対象となるPCB廃棄物のうち、高圧変圧器等及び高圧コンデンサー等並びに安定器及び汚染物等の発生量、保管量及び処分量については、PCB廃棄物の保管量等に基づき推計した結果、表-4のとおりと見込まれる。

表-4 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量(北海道事業分)

(注) 高圧変圧器等とは、高濃度のPCBを使用した高圧変圧器及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったものをいい、高圧コンデンサー等とは、高濃度のPCBを使用した高圧コンデンサー及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったものをいう。
(注) 小型変圧器・低圧コンデンサーとは、小型変圧器及び低圧コンデンサーのうち小型のものをいう。

なお、表に示すもののほか、廃PCB原液及びPCBを含む廃油(以下「廃PCB等」という。)が保管されており、順次処理が行われる見込みである。また、PCB特措法の届出義務があるにもかかわらず未届けのPCB廃棄物や使用中のPCB使用製品が存在する。
これらの未届出のPCB廃棄物や使用中のPCB使用製品についても、**処分期間内に**確実に**処分等**がなされるよう、関係機関が連携して取り組む必要がある。

イ 低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB使用製品

全国の低濃度PCB汚染廃電気機器等については、使用中のものを含め、平成27年度末時点の推計値としては、柱上変圧器以外の電気機器が約120万台、柱上変圧器が約100万台、OFケーブルが約1,400キロメートル存在すると推計されている。ただし、低濃度PCB廃棄物及び低濃度PCB使用製品は、PCB汚染の有無を実際に分析しなければその該当性を確認できないものが多いといった課題を踏まえ、今後、正確な全体像を把握するための**取組**が必要である。

第2章 PCB廃棄物の処理体制

1 処理体制の現状

(1) 全国における処理体制の現状

国は、JESCOを活用して地域の地方公共団体と調整を行い、拠点的な広域処理施設の整備を進めてきた。平成13年11月に北九州市に西日本17県分を処理する北九州事業が我が国で最初に認可され、その後、愛知県豊田市における豊田事業、東京事業が認可され、平成15年2月19日には大阪事業と同時に室蘭市における北海道事業が認可された。その後、処理対象区域を拡大することとなった北海道事業の実施については、平成16年6月30日、環境大臣から、JESCOの「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画」の中で認可を受け、これにより、北九州市、大阪市、東京都、愛知県豊田市、北海道室蘭市の拠点の広域処理施設において処理する体制が整備された。

その後、国は、日本全体のPCB廃棄物を計画的かつ早期に処理するため、これまでに整備されたJESCOの拠点の広域処理施設の能力を最大限活用する処理体制を構築することとし、表-5のとおり、拠点の広域処理施設における処理対象物及び事業の時期等を定め、処理の促進を図ることとした。

高圧変圧器・コンデンサー等については、各事業所において設備の改造に加え、処理を行うこ

表-4 PCB廃棄物の発生量、保管量及び処分量(北海道事業分)

(注) 高圧トランス等とは、PCBを使用した高圧トランス及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったものをいい、高圧コンデンサー等とは、PCBを使用した高圧コンデンサー及びこれと同程度の大型の電気機器が廃棄物となったものをいう。
(注) 安定器等・汚染物とは、PCBを使用した低圧トランス及び低圧コンデンサーのうち小型のもの、安定器その他これらと同程度の小型の電気機器が廃棄物となったもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥等のPCB汚染物をいう。

なお、表に示すもののほか、廃PCB及びPCBを含む廃油(以下「廃PCB等」という。)が保管されており、順次処理が行われる見込みである。また、PCB特措法の届出義務があるにもかかわらず未届けのPCB廃棄物や使用中のPCB使用製品が存在する。
これらの未届出のPCB廃棄物や使用中のPCB使用製品についても、処理基本計画で定める計画的処理完了期限までに確実に処理委託がなされるよう、関係機関が連携して取り組む必要がある。

イ 微量PCB汚染廃電気機器等

全国の微量PCB汚染廃電気機器等については、使用中のものを含め、柱上トランス以外の電気機器が約120万台、柱上トランスが約146万台、OFケーブルが約1,400キロメートル存在すると推計されている。
なお、微量のPCBに汚染された柱状トランスについては、一部電力会社が自社処理施設を整備し、平成13年から自社処理に取り組んできており、平成24年度末時点で全国の約7割の処理が完了している。

第2章 PCB廃棄物の処理体制の確保

1 処理体制の現状

(1) 全国における処理体制の現状

国は、JESCOを活用して地域の地方公共団体と調整を行い、拠点的な広域処理施設の整備を進めてきた。平成13年11月に北九州市に西日本17県分を処理する北九州事業が我が国で最初に認可され、その後、愛知県豊田市における豊田事業、東京事業が認可され、平成15年2月19日には大阪事業と同時に室蘭市における北海道事業が認可された。その後、処理対象区域を拡大することとなった北海道事業の実施については、平成16年6月30日、環境大臣から、JESCOの「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画」の中で認可を受け、これにより、北九州市、大阪市、東京都、愛知県豊田市、北海道室蘭市の拠点の広域処理施設において処理する体制が整備された。

その後、国では、日本全体のPCB廃棄物を計画的かつ早期に処理するため、これまでに整備されたJESCOの拠点の広域処理施設の能力を最大限活用する処理体制を構築することとし、表-5のとおり、拠点の広域処理施設における処理対象物及び事業の時期等を定め、処理の促進を図ることとした。

高圧トランス・コンデンサー等については、各事業所において設備の改造に加え、処理を行うこ

とが困難な一部の処理対象物については、従来の事業対象地域を越えて各事業所の処理能力を相互に活用して処理を行い、また、安定器等・汚染物については、北九州PCB処理事業所及び北海道PCB処理事業所の2か所のプラズマ溶融処理設備を活用し、全国の安定器等・汚染物（大阪PCB処理事業所、豊田PCB処理事業所及び東京PCB処理事業所において処理可能なものを除く。）の処理を行うこととした。

なお、保管事業者がJESCOに対し処分委託を行う期限として、「計画的処理完了期限」、また、事業終了のための準備を行うための期間等を勘案し、「計画的処理完了期限」の後に、「事業終了準備期間」を設けている。

また、「微量PCB汚染廃電気機器等」及び「低濃度PCB含有廃棄物」（以下「低濃度PCB廃棄物」という。）については、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物の処理施設又は無害化処理認定施設で処理することとしている。

表－5 拠点的広域処理施設の整備状況

(2) PCB廃棄物の処理技術について

PCBの処理技術及び分析技術に関する調査研究は、電気事業者や環境プラントメーカーを中心に新技術の開発が進められ、これらの技術が適正に開発され、利用できるよう、旧環境庁、旧通産省及び旧厚生省が連携して、技術ヒアリングや実証試験等に基づき、専門家による厳正な技術評価が行われてきた。焼却を除く処理方式としては、PCB汚染物からのPCBの除去・分離技術やPCBの分解技術がある。そのうち、分解技術については、これまでJESCOの事業で採用の対象としてきたものとしては、脱塩素化分解法、水熱酸化分解法、還元熱化学分解法、光分解法、プラズマ分解法の5つの処理方式である。（表－6参照）

なお、国では、微量PCB汚染廃電気機器等の処理が合理的に進むよう、使用中のPCB使用製品に対する課電自然循環洗浄法等の適用の枠組みの早期構築について検討するとともに、絶縁油の抜油後の筐体について、安全かつ合理的な処理方策についても検討を進めている。

表－6 PCB廃棄物の主な処理技術

(3) PCB廃棄物の収集運搬について

PCB廃棄物の適正処理を推進していくためには、処理施設の安全性に加え、PCB廃棄物の収集運搬についての安全性確保も重要である。特に、北海道事業では処理対象区域が広いことから、運搬距離が長く、また、冬期間の凍結路面の輸送リスクもあり、長距離輸送や地域特性を考えた十分な検討が必要である。また、様々な形態で保管されているPCB廃棄物を道内各地及び関係都県から処理施設へ運搬することから、運搬費用をできるだけ抑えるために、効率的な運搬の確保に努め、保管事業者の収集・運搬に要する負担を軽減することが重要である。

国においては、平成14年3月に「PCB廃棄物収集運搬の基本的考え方」を公表し、その後、平成14年度に各方面の専門家を集め、「PCB廃棄物収集運搬技術調査検討会」を開催し、PCB廃棄物の保管事業者や収集運搬事業者などが留意すべき事項について検討し、これらの結果を踏まえ、安全かつ効率的なPCB廃棄物の収集運搬が確保できるよう、平成16年3月に「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（平成23年8月改訂）を策定するとともに、廃棄物処理法の政令、省令の一部改正を行い、PCB廃棄物の収集運搬に係る処理基準及び許可基準の強化等を図った。

また、平成23年8月には、「微量PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン」を策定し、平成25年6月には、同ガイドラインを改訂し、低濃度PCB含有廃棄物を対象として加えた「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」を策定した。

これらのガイドラインでは、PCB廃棄物が長期にわたり保管されてきた実情等を踏まえ、積込み及び積下し等収集運搬の各段階におけるPCB廃棄物の取扱いに係る留意事項、運搬容器及び運行管理の方法等を定め、十分な安全対策を講じさせることにより事故等の未然防止を図ることができるようにするとともに、事故時等の緊急時における対応方策についても明らかにしている。

とが困難な一部の処理対象物については、従来の事業対象地域を越えて各事業所の処理能力を相互に活用して処理を行い、また、安定器及び汚染物等については、北九州PCB処理事業所及び北海道PCB処理事業所の2か所のプラズマ溶融処理設備を活用し、全国の安定器及び汚染物等（大阪PCB処理事業所、豊田PCB処理事業所及び東京PCB処理事業所において処理可能なものを除く。）の処理を行うこととした。

また、各事業所毎に「計画的処理完了期限」を設けるとともに、事業終了のための準備を行うための期間等を勘案し、計画的処理完了期限の後に、「事業終了準備期間」を設けている。

なお、低濃度PCB廃棄物については、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物の処理施設又は無害化処理認定施設で処理することとしている。

表－5 拠点的広域処理施設の整備状況

(2) PCB廃棄物の処理技術について

PCBの処理技術及び分析技術に関する調査研究は、電気事業者や環境プラントメーカーを中心に新技術の開発が進められ、これらの技術が適正に開発され、利用できるよう、旧環境庁、旧通産省及び旧厚生省が連携して、技術ヒアリングや実証試験等に基づき、専門家による厳正な技術評価が行われてきた。焼却を除く処理方式としては、PCB汚染物からのPCBの除去・分離技術やPCBの分解技術がある。そのうち、分解技術については、これまでJESCOの事業で採用の対象としてきたものとしては、脱塩素化分解法、水熱酸化分解法、還元熱化学分解法、光分解法、プラズマ分解法の5つの処理方式である。（表－6参照）

なお、国では、平成26年度から低濃度PCB汚染廃電気機器等の処理が合理的に進むよう、使用中のPCB使用製品に対する課電自然循環洗浄法等の適用を可能とする手順書を策定するなど、絶縁油の抜油後の筐体について、安全かつ合理的な処理方策についても検討を進めている。

表－6 PCB廃棄物の主な処理技術

(3) PCB廃棄物の収集運搬について

PCB廃棄物の適正処理を推進していくためには、処理施設の安全性に加え、PCB廃棄物の収集運搬についての安全性確保も重要である。特に、北海道事業では処理対象区域が広いことから、運搬距離が長く、また、冬期間の凍結路面の輸送リスクもあり、長距離輸送や地域特性を考えた十分な検討が必要である。また、様々な形態で保管されているPCB廃棄物を道内各地及び関係都県から処理施設へ運搬することから、運搬費用をできるだけ抑えるために、効率的な運搬の確保に努め、保管事業者の収集・運搬に要する負担を軽減することが重要である。

国においては、平成14年3月に「PCB廃棄物収集運搬の基本的考え方」を公表し、その後、平成14年度に各方面の専門家を集め、「PCB廃棄物収集運搬技術調査検討会」を開催し、PCB廃棄物の保管事業者や収集運搬事業者などが留意すべき事項について検討し、これらの結果を踏まえ、安全かつ効率的なPCB廃棄物の収集運搬が確保できるよう、平成16年3月に「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（平成23年8月改訂）を策定するとともに、廃棄物処理法の政令、省令の一部改正を行い、PCB廃棄物の収集運搬に係る処理基準及び許可基準の強化等を図った。

また、平成23年8月には、「微量PCB汚染廃電気機器等収集・運搬ガイドライン」を策定し、平成25年6月には、同ガイドラインを改訂し、低濃度PCB含有廃棄物を対象として加えた「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」を策定した。

これらのガイドラインでは、PCB廃棄物が長期にわたり保管されてきた実情等を踏まえ、積込み及び積下し等収集運搬の各段階におけるPCB廃棄物の取扱いに係る留意事項、運搬容器及び運行管理の方法等を定め、十分な安全対策を講じさせることにより事故等の未然防止を図ることができるようにするとともに、事故時等の緊急時における対応方策についても明らかにしている。

(1) 適正保管のための方策

PCBは、長期にわたって保管が続けられてきたことや様々な製品に使われてきたことなどから、保管実態を把握することは容易ではないものの、PCB特措法により、保管の届出が義務化されたことから、これらの実態が明らかになってきており、今後とも、潜在する未届出PCB廃棄物の把握や立入検査等、さらには、不明・紛失に関する追跡調査などをさらに徹底していく必要がある。また、保管状況が悪く、環境中への漏出の可能性のある場合には、保管施設の改善命令などの措置を講ずることが必要である。

このため、北海道及び関係都県は、適正な保管が行われるよう立入検査等を強化するとともに、地域ごとの説明会等を通じて保管している機器のPCB含有量などの実態の把握や適正管理が図られるよう、保管事業者等を指導する。

また、国やJESCOと連携して、PCB廃棄物の保管に関する情報をインターネットなどで広く公開するなどして、PCB廃棄物の適正保管及び早期処理を推進する。

(2) 適正な収集運搬のための方策

北海道は、積雪寒冷地域であり、冬期間(12月～3月)における冬型の交通事故が多く発生しており、PCB廃棄物の運搬においても、これらによる危険をできるだけ回避する方策を検討する必要がある。

そのため、安全で安心できる収集運搬の手段、ルートなどについては、国が策定した「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」等を基本とし、北海道の地域状況を考慮して、北海道におけるPCB廃棄物の収集運搬の実務的な手引書として「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領」を平成18年12月に策定した(平成24年1月改訂)。

また、JESCOでは、平成18年12月に「北海道PCB廃棄物処理施設に係る受入基準」、「北海道PCB廃棄物処理施設に係る受入計画」及び「北海道PCB廃棄物処理施設への入門許可要綱」を定めて、入門許可証を交付した収集運搬事業者に対する適切な収集運搬の指導等を行っている。

北海道及び関係都県は、これら「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」等を踏まえ、運搬手段や運搬経路、収集運搬業者等に対する指導方針及び緊急時の連絡体制等について十分な協議・調整を行い、必要な情報の共有はもとより、連携して収集運搬の状況の監視、指導や緊急時の対応を行うとともに、運搬経路、運搬途中の位置情報など、PCB廃棄物の収集運搬に関する情報について、「PCB処理情報センター」などを通じて広く提供することにより、適正な収集運搬を確保することとする。

また、無害化処理認定施設等への低濃度PCB廃棄物の搬入にあたっては、関係者に対して、国が策定した「低濃度PCB廃棄物収集運搬ガイドライン」及び道が策定した「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領」に基づき、適正な収集運搬を行うよう指導することとする。

(3) 効率的な処理体制の確保のための方策

北海道事業の処理対象区域は、北海道や関係都県に及び広大であり、各地域で保管されているPCB廃棄物を効率的に収集運搬、処理することが必要である。

このため、確実に期限内に処理するためには、次のとおり、PCB廃棄物を輸送、処理するための準備と処理の実施を保管事業者及び使用事業者の十分な理解のもとに計画的かつ効率的に進めていく必要がある。

ア JESCOにおける計画的処理完了期限を見据えて、処理量の平準化と地域性を考慮し、毎年度、広域協議会での協議調整を経て、北海道PCB廃棄物処理実施計画(以下「処理実施計画」という。)を策定して計画的に処理を行う。

イ 処理実施計画を策定したときは、速やかに公表するとともに、処理予定の保管事業者や使用事業者処理の必要性をはじめ、収集運搬や処理の方法に関する説明会を開催するなどして、処理に向けての十分な事前の周知を図る。

ウ なお、処理実施計画に基づいて処理することを基本とするが、保管状況等によって早期の処理が必要な場合や大型PCB機器の搬入など処理施設の合理的な運転上必要な場合などは、処理実施計画外でも収集運搬、処理ができることとする。

エ 低濃度PCB廃棄物の処理業者は、処理期限内までの処理完了に向けて、国や道など関係機関が行う収集運搬及び処理に関する施策に協力することとする。

(1) 適正保管のための方策

PCBは、長期にわたって保管が続けられてきたことや様々な製品に使われてきたことなどから、保管実態を把握することは容易ではないものの、PCB特措法により、保管の届出が義務化され、周知及び調査等が進められてきたことから、北海道及び関係都県において潜在する未届出PCB廃棄物の把握が進展しつつあるが、期限内での早期に、確実に適正な処理を完了させるためには、今後とも、アンケート調査や立入検査等により把握を進めていく必要がある。しかし、これらのPCB使用製品及びPCB廃棄物を網羅的に把握するための調査(以下「掘り起こし調査」という。)の対象は概念上管内全ての事業者と考えられ、その事業者数は膨大であり、過去に他自治体において行われた掘り起こし調査の事例からも調査には数年を要していることから効率的、効果的な調査実施が必要である。

さらには、不明・紛失に関する追跡調査などをさらに徹底していく必要がある。また、保管状況が悪く、環境中への漏出の可能性のある場合には、廃棄物処理法に基づく保管施設の改善命令などの措置を講ずることが必要である。

このため、道及び関係都県は、潜在する未届出分の確実な把握のほか、PCB廃棄物の適正な保管・処分や、PCB使用製品の廃棄等の促進に向けて、立入検査等を強化することとし、そのため必要な体制の整備に努めるとともに、地域ごとの説明会等を通じて保管している機器のPCB含有量などの実態把握や適正管理が図られるよう、保管事業者等を指導する。

また、国やJESCOと連携して、PCB廃棄物の保管に関する情報をインターネットなどで広く公開するなどして、PCB廃棄物の適正保管及び早期処理を推進する。

(2) 適正な収集運搬のための方策

北海道は、積雪寒冷地域であり、冬期間(12月～3月)における冬型の交通事故が多く発生しており、PCB廃棄物の運搬においても、これらによる危険をできるだけ回避する方策を検討する必要がある。

そのため、安全で安心できる収集運搬の手段、ルートなどについては、国が策定した「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」等を基本とし、北海道の地域状況を考慮して、北海道におけるPCB廃棄物の収集運搬の実務的な手引書として「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領」を平成18年12月に策定した(平成27年8月改訂)。

また、JESCOでは、平成18年12月に「北海道PCB廃棄物処理施設に係る受入基準」、「北海道PCB廃棄物処理施設に係る受入計画」及び「北海道PCB廃棄物処理施設への入門許可要綱」を定めて、入門許可証を交付した収集運搬事業者に対する適切な収集運搬の指導等を行っている。

北海道及び関係都県は、これら「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」等を踏まえ、運搬手段や運搬経路、収集運搬業者等に対する指導方針及び緊急時の連絡体制等について十分な協議・調整を行い、必要な情報の共有はもとより、連携して収集運搬の状況の監視、指導や緊急時の対応を行うとともに、運搬経路、運搬途中の位置情報など、PCB廃棄物の収集運搬に関する情報について、「PCB処理情報センター」などを通じて広く提供することにより、適正な収集運搬を確保することとする。

また、無害化処理認定施設等への低濃度PCB廃棄物の搬入にあたっては、関係者に対して、国が策定した「低濃度PCB廃棄物収集運搬ガイドライン」及び道が策定した「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領」に基づき、適正な収集運搬を行うよう指導することとする。

(3) 効率的な処理体制の推進のための方策

北海道事業の処理対象区域は、北海道や関係都県に及び広大であり、各地域で保管されているPCB廃棄物を効率的に収集運搬、処理することが必要である。

このため、確実に期限内に処理するためには、次のとおり、PCB廃棄物を輸送、処理するための準備と処理の実施を保管事業者及び所有事業者の十分な理解のもとに計画的かつ効率的に進めていく必要がある。

ア JESCOにおける処分期間や計画的処理完了期限を見据えて、処理量の平準化と地域性を考慮し、毎年度、広域協議会での協議調整を経て、計画的搬入のための方針である、北海道PCB廃棄物処理実施計画(以下「処理実施計画」という。)を策定して計画的に処理を行う。

イ 処理実施計画を策定したときは、速やかに公表するとともに、処理予定の保管事業者や所有事業者処理の必要性をはじめ、収集運搬や処理の方法に関する説明会を開催するなどして、処理に向けての十分な事前の周知及び指導を行う。

ウ なお、処理実施計画に基づいて処理することを基本とするが、保管状況等によって早期の処理が必要な場合や大型PCB機器の搬入など処理施設の合理的な運転上必要な場合などは、処理実施計画外でも収集運搬、処理ができることとする。

エ 低濃度PCB廃棄物の処理業者は、処理期限内までの処分完了に向けて、国や道など関係機関が行う収集運搬及び処分に関する施策に協力することとする。

3 PCB廃棄物の処理体制と処理施設の整備

(1) 拠点的広域処理施設整備の基本的考え方と施設の概要

JESCOが北海道事業で処理するすべてのPCB廃棄物を処理基本計画に定める計画的処理完了期限までに処理する基本原則（第1部第2章3）のもとで、JESCO北海道PCB処理事業所において、必要な施設の更新等を行い、本道及び15県の高圧トランス・コンデンサ等の処理、また、本道及び関係都県の安定器等・汚染物の処理を行っていくこととする。

(2) 拠点的広域処理施設整備にあたっての配慮事項

北海道事業の処理施設の整備に当たっては、北海道及び室蘭市から提示した北海道事業の受入条件等に配慮するものである。

ア 事業の実施に当たっては、先行する他事業の知見や経験を最大限生かすとともに、積雪寒冷地など北海道の地域特性を十分に考慮して安全性の確保を図ること。

イ 室蘭市及びその近郊に保管されているPCB廃棄物を用いて、処理の安全性などを検証・確認し、その上で、道外物を含めた処理を実施すること。

ウ 処理技術については、廃棄物処理法の設置許可を受けたPCB廃棄物処理施設において採用された実績を有する技術とすること。

エ 処理量が増えることを踏まえ、処理施設からの排気中の大気汚染物質量について、環境負荷の低減に向けた排出目標値を設定すること。

オ 処理工程からの排水は、室蘭港や隣接河川及び公共下水道へ排出しない処理システムとすること。

カ 処理方式の選定に当たっては、安全性・確実性の確保や施設全体を一体的なシステムとしてとらえた技術評価を中心とする総合評価により行うこと。

キ 処理済物や処理残さについては、地元の産業などを活用してリサイクルに努めるなど、環境に与える負荷の極小化を図るとともに、リサイクル及び適正処理の方法を明確化し、適正に処理されたことを確認すること。

ク 北海道内に存在するPCB廃棄物について、できるだけ早期に処理が完了するよう配慮すること。

ケ 安全性の確保とともに費用面でも合理性を追求する必要があることから、北海道や室蘭市で定着している技術を活用することなどを含め、前処理、液処理、残さ処理が有機的一体に計画され、施設建設費と運転管理費の総額が最小化できるように配慮すること。

(3) 低濃度PCB廃棄物の処理体制

低濃度PCB廃棄物については、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物の処分業の許可制度又は無害化処理認定制度を活用して処理することとする。

4 関係機関の責務と役割

PCB廃棄物の処理については、国、北海道、関係都県、市町村、保管事業者、使用事業者など多くの関係者が以下のような責務と役割を認識し、連携・協力して効率的かつ計画的に推進しなければならない。

○国の責務と役割

- ・拠点的広域処理施設の整備及び健全な維持・管理の確保
- ・PCB廃棄物処理基金の造成
- ・収集運搬ガイドライン等の策定及び広域的な収集運搬体制の確保
- ・PCB製造事業者、使用事業者及び保管事業者への要請、指導
- ・北海道、関係都県及びJESCOの間の調整
- ・広域協議会の運営への協力
- ・JESCOの統括的な指導・監督
- ・廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設の安全性の確認
- ・拠点的広域処理施設立地地元地方公共団体への協力
- ・PCBに係る情報の提供及び処理技術の開発

など

3 PCB廃棄物の処理体制と処理施設の整備

(1) 拠点的広域処理施設整備の基本的考え方と施設の概要

JESCOが北海道事業で処理するすべての高濃度PCB廃棄物を処理基本計画に定める計画的処理完了期限までに処理する基本原則（第1部第2章4及び5）のもとで、JESCO北海道PCB処理事業所において、必要な施設の更新等を行い、本道及び15県の高圧変圧器・コンデンサー等の処理、また、本道及び関係都県の安定器及び汚染物等の処理を行っていくこととする。

(2) 拠点的広域処理施設整備にあたっての配慮事項

北海道事業の処理施設の整備に当たっては、北海道及び室蘭市から提示した北海道事業の受入条件等に配慮するものである。

ア 事業の実施に当たっては、先行する他事業の知見や経験を最大限生かすとともに、積雪寒冷地など北海道の地域特性を十分に考慮して安全性の確保を図ること。

イ 室蘭市及びその近郊に保管されているPCB廃棄物を用いて、処理の安全性などを検証・確認し、その上で、道外物を含めた処理を実施すること。

ウ 処理技術については、廃棄物処理法の設置許可を受けたPCB廃棄物処理施設において採用された実績を有する技術とすること。

エ 処理量が増えることを踏まえ、処理施設からの排気中の大気汚染物質量について、環境負荷の低減に向けた排出目標値を設定すること。

オ 処理工程からの排水は、室蘭港や隣接河川及び公共下水道へ排出しない処理システムとすること。

カ 処理方式の選定に当たっては、安全性・確実性の確保や施設全体を一体的なシステムとしてとらえた技術評価を中心とする総合評価により行うこと。

キ 処理済物や処理残さについては、地元の産業などを活用してリサイクルに努めるなど、環境に与える負荷の極小化を図るとともに、リサイクル及び適正処理の方法を明確化し、適正に処理されたことを確認すること。

ク 北海道内に存在するPCB廃棄物等について、期限前までの確実かつ早期に処理が完了するよう配慮すること。

ケ 安全性の確保とともに費用面でも合理性を追求する必要があることから、北海道や室蘭市で定着している技術を活用することなどを含め、前処理、液処理、残さ処理が有機的一体に計画され、施設建設費と運転管理費の総額が最小化できるように配慮すること。

(3) 低濃度PCB廃棄物の処理体制

低濃度PCB廃棄物については、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物の処分業の許可制度又は無害化処理認定制度を活用して処理することとする。

4 関係機関の責務と役割

PCB廃棄物の処理については、国、北海道、関係都県、市町村、保管事業者、所有事業者など多くの関係者が以下のような責務と役割を認識し、連携・協力して効率的かつ計画的に推進しなければならない。

○国の責務と役割

- ・拠点的広域処理施設の整備及び健全な維持・管理の確保
- ・PCB廃棄物処理基金の造成
- ・収集運搬ガイドライン等の策定及び広域的な収集運搬体制の確保
- ・PCB製造事業者、所有事業者及び保管事業者への要請、指導
- ・北海道、関係都県及びJESCOの間の調整
- ・広域協議会の運営への協力
- ・JESCOの統括的な指導・監督
- ・廃棄物処理法に基づく無害化処理認定施設の安全性の確認
- ・拠点的広域処理施設立地地元地方公共団体への協力
- ・PCBに係る情報の収集、整理及び公開並びに処理技術の開発の推進
- ・都道府県市が行う掘り起こし調査への支援
- ・「北海道地域PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」（国、道、県、室蘭市、電気保安関係者、JESCO等で構成）を活用した関係者との連携強化
- ・電気事業法に基づく電気工作物の所有事業者への指導
- ・低濃度PCBの実態把握及び廃棄等の方策についての検討
- ・国が自ら保管・所有するPCB廃棄物の率先処理

など

- J E S C O の責務と役割
 - ・安全性を確保した処理施設の整備・維持管理と処理事業の実施
 - ・ P C B 処理情報センターの運営・管理など積極的な情報公開
 - ・「北海道 P C B 廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全に関する協定」（以下「環境保全協定」という。）の遵守
 - ・北海道事業に係る環境モニタリングの実施とその情報提供
 - ・安全性に関する住民説明
 - ・広域協議会の運営への協力

など

- 北海道の責務と役割
 - ・ P C B 特措法に基づく保管及び処分実態の把握・公表と保管事業者等への監視・指導
 - ・未届出 P C B 廃棄物等の把握

- ・廃棄物処理法及び環境保全協定に基づく処理施設の安全性の確認及び処理事業者の指導監督
- ・北海道事業に係る環境モニタリングの実施
- ・広域協議会の運営
- ・「北海道 P C B 廃棄物処理事業監視円卓会議」の運営
- ・処理実施計画の策定及び円滑な推進
- ・安全かつ効率的な収集運搬の確保に向けた関係者の調整、指導
- ・北海道事業に係る住民等への情報提供
- ・ P C B 廃棄物処理基金の造成
- ・ P C B 廃棄物に関する普及啓発

など

- 室蘭市の責務と役割
 - ・北海道事業の安全性に関する住民説明
 - ・広域協議会への参画
 - ・「北海道 P C B 廃棄物処理事業監視円卓会議」の運営
 - ・北海道事業に係る住民等への情報提供
 - ・環境保全協定に基づく J E S C O の指導監督
 - ・北海道事業に係る環境モニタリングの実施

など

- 関係都県の責務と役割
 - ・ P C B 廃棄物処理計画の策定
 - ・ P C B 特措法に基づく保管及び処分実態の把握・公表と保管事業者等への監視・指導
 - ・未届出 P C B 廃棄物等の把握
 - ・国の「 P C B 廃棄物収集運搬ガイドライン」、道の「北海道 P C B 廃棄物収集運搬実務要領」、 J E S C O の「北海道 P C B 廃棄物処理施設に係る受入計画」等を踏まえた指導監督
 - ・安全かつ効率的な収集運搬の確保に向けた関係者の調整、指導
 - ・広域協議会への参画
 - ・北海道事業に係る住民等への情報提供
 - ・ P C B 廃棄物処理基金の造成
 - ・ P C B 廃棄物に関する普及啓発

など

- 市町村の責務と役割
 - ・ P C B 特措法に基づく保管及び処分実態の把握（ P C B 特措法第 19 条第 1 項の政令で定める市のみ）
 - ・住民及び保管事業者への P C B 関係情報の提供

など

- J E S C O の責務と役割
 - ・安全性を確保した処理施設の整備・維持管理と処理事業の実施
 - ・ P C B 処理情報センターの運営・管理など積極的な情報公開
 - ・「北海道 P C B 廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全に関する協定」（以下「環境保全協定」という。）の遵守
 - ・北海道事業に係る環境モニタリングの実施とその情報提供
 - ・安全性に関する住民説明
 - ・広域協議会の運営への協力

- ・「北海道地域 P C B 廃棄物早期処理関係者連絡会」を活用した関係者との連携強化
- ・ P C B 廃棄物の登録後の計画的かつ速やかな処分契約の締結

など

- 北海道の責務と役割
 - ・ P C B 特措法に基づく保管及び処分実態の把握・公表と保管事業者等への監視・指導
 - ・未届出 P C B 廃棄物等の把握
 - ・国の「 P C B 廃棄物収集運搬ガイドライン」、道の「北海道 P C B 廃棄物収集運搬実務要領」、 J E S C O の「北海道 P C B 廃棄物処理施設に係る受入計画」等を踏まえた指導監督

- ・廃棄物処理法及び環境保全協定に基づく処理施設の安全性の確認及び処理事業者の指導監督
- ・北海道事業に係る環境モニタリングの実施
- ・広域協議会の運営
- ・「北海道 P C B 廃棄物処理事業監視円卓会議」の運営
- ・処理実施計画の策定及び円滑な推進
- ・安全かつ効率的な収集運搬の確保に向けた関係者の調整、指導
- ・北海道事業に係る住民等への情報提供
- ・ P C B 廃棄物処理基金の造成
- ・ P C B 廃棄物に関する普及啓発

- ・ P C B 廃棄物等の期限内の処分完了に向けた早期処理の指導
- ・「北海道地域 P C B 廃棄物早期処理関係者連絡会」を活用した関係者との連携強化
- ・北海道が自ら保管・所有する P C B 廃棄物等の率先処理等

など

- 室蘭市の責務と役割
 - ・北海道事業の安全性に関する住民説明
 - ・広域協議会への参画
 - ・「北海道 P C B 廃棄物処理事業監視円卓会議」の運営
 - ・北海道事業に係る住民等への情報提供
 - ・環境保全協定に基づく J E S C O の指導監督
 - ・北海道事業に係る環境モニタリングの実施
 - ・「北海道地域 P C B 廃棄物早期処理関係者連絡会」を活用した関係者との連携強化
 - ・室蘭市が自ら保管・所有する P C B 廃棄物等の率先処理

など

- 関係都県の責務と役割
 - ・ P C B 廃棄物処理計画の策定
 - ・ P C B 特措法に基づく保管及び処分実態の把握・公表と保管事業者等への監視・指導
 - ・未届出 P C B 廃棄物等の把握
 - ・国の「 P C B 廃棄物収集運搬ガイドライン」、道の「北海道 P C B 廃棄物収集運搬実務要領」、 J E S C O の「北海道 P C B 廃棄物処理施設に係る受入計画」等を踏まえた指導監督
 - ・安全かつ効率的な収集運搬の確保に向けた関係者の調整、指導
 - ・広域協議会への参画
 - ・北海道事業に係る住民等への情報提供
 - ・ P C B 廃棄物処理基金の造成
 - ・ P C B 廃棄物に関する普及啓発
 - ・ P C B 廃棄物等の期限内の処分完了のための早期処理に向けた指導

- ・「北海道地域 P C B 廃棄物早期処理関係者連絡会」を活用した関係者との連携強化（ 1 都 3 県を除く）

- ・関係都県が自ら保管・所有する P C B 廃棄物等の率先処理等

など

- 市町村の責務と役割（室蘭市を除く）
 - ・ P C B 特措法に基づく保管及び処分実態の把握（ P C B 特措法第 2 6 条第 1 項の政令で定める市のみ）
 - ・ P C B 廃棄物等の期限内の処分完了に向けた早期処理の指導（ P C B 特措法第 2 6 条第 1 項の政令で定める市（以下「政令市」という）のみ）

- 保管事業者・使用事業者の責務と役割
 - ・PCB廃棄物の適切な保管及び第1部第2章3に記載する期限内処理の実施
 - ・PCB特措法に基づく保管及び処分に関する届出
 - ・計画的な収集運搬及び処理に関する施策への協力

など

- 低濃度PCB廃棄物の処理業者の責務と役割
 - ・安全性を確保した処理施設の整備・維持管理と処理事業の実施
 - ・処理状況やモニタリング情報など周辺住民等に対する積極的な情報公開
 - ・PCB廃棄物処理に係る北海道の施策への協力

など

- 収集運搬業者の責務と役割
 - ・廃棄物処理法施行令に定められた特別管理産業廃棄物収集運搬基準等の関係法令の遵守
 - ・国の「PCB廃棄物収集運搬ガイドライン」及び「低濃度PCB廃棄物収集運搬ガイドライン」並びに北海道の「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領」等に基づく安全かつ確実な収集運搬の実施
 - ・計画的な収集運搬及び処理に関する施策への協力

など

第3部 PCB廃棄物の適正処理の推進方策

第1章 PCB廃棄物の計画的な処理を推進するための方策

1 PCB廃棄物の計画的な処理等

JESCO北海道PCB処理事業所で処理するPCB廃棄物については、毎年度、北海道、室蘭市、関係都県で構成する広域協議会において、協議・策定する処理実施計画に基づき、計画的な処理を行うこととする。また、低濃度PCB廃棄物については、処理期限までに処理が行われるよう、保管事業者への立入検査等を通じて、早期処理の促進を図ることとする。

2 未届出PCB廃棄物及びPCB使用製品等の把握及び処理

PCB特措法に基づく届出がされていないPCB廃棄物を掘り起こすための調査等を行うとともに、関係団体等に対して、PCB廃棄物に関する情報提供等の協力要請を行うなど、北海道内に潜在する未把握のPCB廃棄物の保管状況等を把握するよう努めることとする。

また、PCBを絶縁油に使用する電気工作物等については、将来PCB廃棄物として処理が必要となることを踏まえ、電気事業法電気関係報告規則に基づく報告情報を所有する北海道産業保安監督部等と連携し、処理期限までの使用中止及び処理が行われるよう、周知していくこととする。

なお、把握したPCB廃棄物やPCB使用製品等の保管状況等については、国、JESCO、電気工事事業者団体等と連携して、未処理事業者の一覧表に集約し、当該一覧表に掲載された事業者に対し、立入検査等を通じて、処理の時期を確認するとともに、期限内に確実に処理が行わ

- ・住民、保管事業者及び所有事業者へのPCB関係情報の提供
- ・市町村が自ら保管・所有するPCB廃棄物等の率先処理等

など

- 保管事業者・所有事業者の責務と役割
 - ・PCB廃棄物の適切な保管及び第1部第2章4及び5に記載する期限内での確実かつ適正な処理等の実施
 - ・PCB特措法に基づく保管及び処分等に関する届出
 - ・電気事業法に基づく、対象電気工作物の廃止見込み等の管理状況の届出
 - ・計画的な収集運搬及び処分に関する施策への協力

など

- 低濃度PCB廃棄物の処理業者の責務と役割
 - ・安全性を確保した処理施設の整備・維持管理と処理事業の実施
 - ・処理状況やモニタリング情報など周辺住民等に対する積極的な情報公開
 - ・PCB廃棄物処理に係る北海道の施策への協力

など

- 収集運搬業者の責務と役割
 - ・廃棄物処理法施行令に定められた特別管理産業廃棄物収集運搬基準等の関係法令の遵守
 - ・国の「PCB廃棄物収集運搬ガイドライン」及び「低濃度PCB廃棄物収集運搬ガイドライン」並びに北海道の「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領」等に基づく安全かつ確実な収集運搬の実施
 - ・計画的な収集運搬及び処分に関する施策への協力

など

- 電気保安関係者の責務と役割
 - ・国や都道府県市による掘り起こし調査への協力
 - ・早期処理に向けた効果的な普及啓発活動への協力
 - ・「北海道地域PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」への参画及び関係者との連携強化

など

第3部 PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進方策

第1章 PCB廃棄物の計画的な処理を推進するための方策

1 PCB廃棄物の計画的な処理等

JESCO北海道PCB処理事業所で処理するPCB廃棄物については、毎年度、北海道、室蘭市、関係都県で構成する広域協議会において、協議・策定する処理実施計画に基づき、期限内での確実かつ計画的な処分を行うこととする。また、低濃度PCB廃棄物については、処理期限までに処分が行われるよう、保管事業者及び所有事業者への立入検査等を通じて、早期処理の促進を図ることとする。

2 北海道内における未届出PCB廃棄物及びPCB使用製品等の把握及び処理

道及び道内政令市は、PCB特措法に基づく届出がされていないPCB廃棄物及びPCB使用製品を掘り起こす調査を行うこととする。道においては、平成25年度に実施した環境省の掘り起こし調査モデル事業での結果の精査、国から提供されるより精度の高い事業者リストの活用、他法令による届出等の情報を活用したPCBの使用されていた時期の建築物の特定のほか、関係団体等に対して、PCB廃棄物に関する情報提供等の協力要請を行うなどにより、北海道内（政令市を除く）に潜在する未把握のPCB廃棄物等の保管状況等の情報を収集して整理・突合し対象を絞り込んで迅速かつ効率的に調査を実施するとともに、その結果を基にさらに対象を絞り込んだ上で立入検査を実施し、確認の上、必要に応じてPCB特措法に基づく報告徴収も活用しながら徹底した調査を実施することとし、平成31年度内の調査完了を目途に高濃度PCB廃棄物等の確実な把握を行うため、必要な体制を整備して集中的に行うこととする。

3 北海道内におけるPCB使用製品の廃棄

PCBを絶縁油に使用する電気工作物等については、老朽化によるPCBの漏洩事故が未だに散見されるほか、将来PCB廃棄物として処理が必要となることを踏まえ、電気事業法電気関係報告規則に基づく報告情報を所有する北海道産業保安監督部等と連携し、処分期間内の確実な廃棄及び処分が行われるよう、周知・徹底していくこととする。

なお、把握したPCB廃棄物やPCB使用製品等の保管状況等については、国、JESCO、電気保安関係者と連携して、未処理事業者の一覧表に集約し、当該一覧表に掲載された事業者に対し、立入検査等を通じて、処理の時期を確認するとともに、期限内に確実に処分が行われるよう、指導を徹底するほか、必要に応じてPCB特措法に基づく改善命令を活用するなどにより適

れるよう、必要な指導等を行うこととする。

3 PCB処理施設立地自治体への協力

JESCOの処理施設が立地されている室蘭市は、PCB廃棄物処理の推進に重要な役割を果たしている。このため、北海道は室蘭市と連携し、PCB廃棄物処理の円滑な推進に取り組むとともに、関係都県及び保管事業者に対し、PCB廃棄物処理をはじめ、関係都県と室蘭市の地域交流などの取組について協力を求めることとする。

第2章 PCB廃棄物処理事業の安全性を確保するための方策

PCB廃棄物処理事業の安全性を確保し、住民が安心できる処理を行っていくためには、それぞれの段階において、専門家による技術的な検討や住民への適切な情報公開が行われる必要がある。拠点的広域処理施設については、基本設計の前段階で、JESCOが設置している「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会北海道事業部会」が処理方式や安全性確保の方策などについて検討を行い、また、処理事業の環境影響などについて事前に把握し評価するために、JESCOにおいては、廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査を実施するとともに、許可の段階では、北海道が設置している「廃棄物処理施設専門委員会」において処理施設の設置許可に際しての技術的事項や生活環境影響に関する審査などを行った。処理施設整備の段階では、室蘭市及び

切に対処する。

4 北海道内における早期処理の促進

PCB廃棄物は排出者責任のもと処分期間内での確実な処分を徹底させる必要がある。そのためには、保管事業者に適正保管、保管届出等の義務を徹底させるとともに、早期処理を強く働きかける必要がある。

しかし、保管事業者の中には、資金不足や高額な処理費用の忌避等によりJESCOへの登録を行わない者があり、処分期間が終期に近づくとつれ、このような出し渋りをする者の割合が増えてくることも考えられる。

このような保管事業者には改正PCB特措法の権限等を最大限行使し、繰り返し立入検査を行うなど粘り強く働きかけるとともに、必要に応じて改善命令を行うこととし、道においては、これらの取組みを着実に実施するための指導體制の強化を図るものとする。

また、改正PCB特措法により行政代執行が新たに規定され、現時点においても破産、行方不明となり、将来的に行政代執行の対象となりうる案件も生じているが、道では、排出者責任を徹底させ、行政代執行の行使を最小限とするため、立入検査の頻度を増やす等の監視・指導を強化し、期限内での確実かつ早期処理を徹底することとし、そのための体制強化を図るものとする。

5 関係機関との連携強化

広域協議会等を活用して関係都県及び政令市との間で早期処理に向けた指導のノウハウの共有など情報交換、連携をさらに強化していくとともに互いに処理の進捗を確認していくこととする。

また、JESCO事業エリア毎に設置された「PCB廃棄物早期処理関係者連絡会」の活用などによる、早期処理の促進に向けた関係者等との連携強化、情報共有、普及啓発等を図っていくこととする。

6 低濃度PCB廃棄物及び使用製品の把握促進

低濃度PCB廃棄物及び使用製品については、2の未届出に係る調査に併せて把握を進める。なお、使用中のものが相当数あることが想定されているほか、PCB汚染の有無は保管事業者及び所有事業者が実際に絶縁油を分析する必要があり、判別のみでも機器の一時的停止や分析費用等の経済的負担が生ずること等から実態把握が進んでいない。このため、道は、使用を廃止した変圧器類やコンデンサー類の判別を支援し、実態把握を促進するとともに、把握した低濃度PCB廃棄物について、処分を確実にを行うとともに、PCB使用製品を廃棄又はPCBを除去するよう指導する。

7 地方自治体が保管・所有するPCB廃棄物の率先処理等

道は、自ら保有する高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の保管・所有実態を確実に調査し、その状況を定期的に公表するとともに、率先して処分委託・廃棄に努めることとする。なお、道内市町村に対しても同様に確実な把握を求め、その状況について、道の状況と合わせて公表することとする。

また、道及び市町村が保有する低濃度PCBを含む可能性がある機器等については、PCB濃度等の確認を確実にを行うとともに、早期に低濃度PCB廃棄物の処分及び低濃度PCB使用製品の廃棄又はPCBの除去を行うこととする。

8 PCB処理施設立地自治体への協力

JESCOの処理施設が立地している室蘭市は、PCB廃棄物処理の推進に重要な役割を果たしている。このため、北海道は室蘭市と連携し、PCB廃棄物処理の円滑な推進に取り組むとともに、関係都県及び保管事業者等に対し、PCB廃棄物処理をはじめ、関係都県と室蘭市の地域交流などの取組について協力を求めることとする。

第2章 PCB廃棄物処理事業の安全性を確保するための方策

PCB廃棄物処理事業の安全性を確保し、住民が安心できる処理を行っていくためには、それぞれの段階において、専門家による技術的な検討や住民への適切な情報公開が行われる必要がある。拠点的広域処理施設については、基本設計の前段階で、JESCOが設置している「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会北海道事業部会」が処理方式や安全性確保の方策などについて検討を行い、また、処理事業の環境影響などについて事前に把握し評価するために、JESCOにおいては、廃棄物処理法に基づく生活環境影響調査を実施するとともに、許可の段階では、北海道が設置している「廃棄物処理施設専門委員会」において処理施設の設置許可に際しての技術的事項や生活環境への影響に関する審査などを行った。処理施設整備の段階では、室蘭市

その近郊に保管されているPCB廃棄物を用いて、処理の安全性などを検証・確認し、その上で、道外物を含めた処理を実施してきた。事業の管理運営の段階においては、全道的視野に立った「北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議」が施設の運転状況や環境への影響などについて、JESCOから報告を受け、安全対策などについて確認を行い、事業の監視及び関係者とリスクコミュニケーションの推進を図ることとする。

さらに、北海道及び室蘭市は、平成17年11月、JESCOと環境保全協定を締結し、安全性に関する基本原則、処理施設の操業・運営に関する事項、室蘭市の立入権限に関する事項、処理施設周辺の環境影響の防止対策、緊急時の対応方法などについて定めており、今後とも、本協定に基づき、事業の監視等を行っていくこととする。

また、北海道は、無害化処理認定施設等について、定期的に事業者から施設の稼働状況やPCB廃棄物の処理状況等についての報告を求めるなど、安全性等についての確認を行うこととする。

なお、北海道地域におけるPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、「北海道PCB廃棄物処理計画委員会」などから、必要に応じて、専門的な立場から安全性の確保等に関する方策の提言、助言等を受けることとする。

第3章 PCB廃棄物処理事業の環境監視など環境保全対策

北海道事業が安心を得て行われるためには、北海道、室蘭市、関係都県、JESCOなどの関係機関が連携して、適正な環境モニタリングの実施と迅速な情報の公開が必要である。PCBなどの環境監視には、専門知識が必要であるほか、その化学分析に多くの時間を要する場合がある。このため、拠点的広域処理施設については、環境事業団ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会が平成14年9月に定めた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物（高圧トランス・高圧コンデンサ等）処理施設に係る技術的条件及び環境・安全対策について」に従って、環境法令に定められた排出状況の把握とともに、PCB濃度の測定を基本とした定期的なモニタリングを行うことが必要であるとの考えから、総合的かつ機能的に環境モニタリングを実施していくために、北海道は、JESCOや室蘭市と協議を行い、PCBやダイオキシン類などの具体的な測定地点、測定項目、頻度や測定実施機関などを定めた「北海道PCB廃棄物処理事業に係る環境モニタリング計画」を策定し、これに基づき、環境モニタリングを実施している。

今後も継続して環境モニタリングを実施し、その結果を、「PCB処理情報センター」などを通じて公表していくこととする。

また、無害化処理認定施設等については、事業者が環境モニタリングを実施し、その結果等について、定期的に北海道に報告することとする。

第4章 情報公開と住民理解に係る方策

1 PCB廃棄物処理に関する総合的な普及啓発の実施

PCB廃棄物の処理の必要性をはじめ、PCBが含まれる機器や収集運搬、処理・処分の方法などについて、これまでもシンポジウム等を開催するなど普及啓発活動を行ってきたが、今後も、広く道民の理解を得るため、市町村や広報媒体を通じた全道的な普及啓発活動を進める。また、使用事業者や保管事業者に対して、処理の必要性や輸送上の安全対策をはじめ、計画的な使用の中止の要請や収集運搬の方法などについて説明するなどして、期限内の処分と処理施設への安全で効率的な輸送が行われるよう、必要な情報を適切な方法で提供していくこととする。

2 総合的な情報公開システムの整備

PCB廃棄物の適正処理の推進と住民が安心できる処理施設の運営のためには、迅速で透明性の高い情報提供のシステムが必要である。このため、JESCO北海道PCB処理事業所の処理施設における処理状況や環境モニタリング情報に加え、PCB廃棄物の保管や収集運搬などPCB処理事業に関する情報については、JESCOが設置したPCB処理情報センターにおいて、一元的に総合管理し、インターネットなどにより情報提供していくこととする。また、処理施設においては、主要な処理工程を住民の方々が実際に見学できるよう見学ルートを設置するなど、積極的な情報公開を行うこととする。

なお、北海道、室蘭市、JESCOが設置するPCBに関する各種専門委員会や会議などの資料や議事録などについても、PCB処理情報センター等を通じて原則として集約・公開していくこととする。

低濃度PCB廃棄物の処理施設においては、事業者が周辺住民等に対して、処理の状況や周辺環境のモニタリングなどの維持管理に関する情報をインターネットなどを用いて積極的に公開していくこととする。

及びその近郊に保管されているPCB廃棄物を用いて、処理の安全性などを検証・確認し、その上で、道外物を含めた処理を実施してきた。事業の管理運営の段階においては、全道的視野に立った「北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議」が施設の運転状況や環境への影響などについて、JESCOから報告を受け、安全対策などについて確認を行い、事業の監視及び関係者とリスクコミュニケーションの推進を図ることとする。

さらに、北海道及び室蘭市は、平成17年11月、JESCOと環境保全協定を締結し、安全性に関する基本原則、処理施設の操業・運営に関する事項、室蘭市の立入権限に関する事項、処理施設周辺の環境影響の防止対策、緊急時の対応方法などについて定めており、今後とも、本協定に基づき、事業の監視等を行っていくこととする。

また、北海道は、無害化処理認定施設等について、定期的に事業者から施設の稼働状況やPCB廃棄物の処理状況等についての報告を求めるなど、安全性等についての確認を行うこととする。

なお、北海道地域におけるPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、「北海道PCB廃棄物処理計画委員会」などから、必要に応じて、専門的な立場から安全性の確保等に関する方策の提言、助言等を受けることとする。

第3章 PCB廃棄物処理事業の環境監視など環境保全対策

北海道事業が安心を得て行われるためには、北海道、室蘭市、関係都県、JESCOなどの関係機関が連携して、適正な環境モニタリングの実施と迅速な情報の公開が必要である。PCBなどの環境監視には、専門知識が必要であるほか、その化学分析に多くの時間を要する場合がある。このため、拠点的広域処理施設については、環境事業団ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会が平成14年9月に定めた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物（高圧変圧器・高圧コンデンサー等）処理施設に係る技術的条件及び環境・安全対策について」に従って、環境法令に定められた排出状況の把握とともに、PCB濃度の測定を基本とした定期的なモニタリングを行うことが必要であるとの考えから、総合的かつ機能的に環境モニタリングを実施していくために、北海道は、JESCOや室蘭市と協議を行い、PCBやダイオキシン類などの具体的な測定地点、測定項目、頻度や測定実施機関などを定めた「北海道PCB廃棄物処理事業に係る環境モニタリング計画」を策定し、これに基づき、環境モニタリングを実施している。

今後も継続して環境モニタリングを実施し、その結果を、「PCB処理情報センター」などを通じて公表していくこととする。

また、無害化処理認定施設等については、事業者が環境モニタリングを実施し、その結果等について、定期的に北海道に報告することとする。

第4章 情報公開と住民理解に係る方策

1 PCB廃棄物処理に関する総合的な普及啓発の実施

PCB廃棄物の処理の必要性をはじめ、PCBが含まれる機器や収集運搬、処理・処分の方法などについて、これまでもシンポジウム等を開催するなど普及啓発活動を行ってきたが、今後も、期限内での早期に、確実かつ適正な処分を推進することなどについて広く道民の理解を得るため、市町村や広報媒体を通じた全道的な普及啓発活動を進める。また、所有事業者や保管事業者に対して、処理の必要性や輸送上の安全対策をはじめ、計画的な使用の中止や収集運搬の方法などについて説明するなどして、期限内の処分と処理施設への安全で効率的な輸送が行われるよう、必要な情報を適切な方法で提供していくこととする。

2 総合的な情報公開システムの整備

PCB廃棄物の適正処理の推進と住民が安心できる処理施設の運営のためには、迅速で透明性の高い情報提供のシステムが必要である。このため、JESCO北海道PCB処理事業所の処理施設における処理状況や環境モニタリング情報に加え、PCB廃棄物の保管や収集運搬などPCB処理事業に関する情報については、JESCOが設置したPCB処理情報センターにおいて、一元的に総合管理し、インターネットなどにより情報提供していくこととする。また、処理施設においては、主要な処理工程を住民が実際に見学できるルートを設置するなど、積極的な情報公開を行うこととする。

なお、北海道、室蘭市、JESCOが設置するPCBに関する各種専門委員会や会議などの資料や議事録などについても、PCB処理情報センター等を通じて原則として集約・公開していくこととする。

また、低濃度PCB廃棄物の処理施設においては、事業者が周辺住民等に対して、処理の状況や周辺環境のモニタリングなどの維持管理に関する情報をインターネットなどを用いて積極的に公開していくこととする。